

○原子力規制委員会規則第五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の三の十四、第四十三条の三の十五、第四十三条の三の二十一、第四十三条の三の二十二第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の三の三十三第二項及び第三項の規定に基づき、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年四月三日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号） 別表

第一

二 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員

会規則第十号) 別表第二

第二条 前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応する

ものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に第一条第一号の規定による改正前の研究開発段階発電用原子炉の設置、運

転等に関する規則(以下「旧研開炉規則」という。)第十七条第一号又は第三号の承認(原子力規制委員

会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第四号)

附則第十五条の規定により、当該承認とみなされたものを含む。)を受け、その承認を受けた期間内にお

いてその承認を受けた方法により使用している発電用原子炉施設は、第一条第一号の規定による改正後の

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「新研開炉規則」という。)第十七条第一

項の規定にかかわらず、その承認を受けた期間を満了する日又は平成三十年三月三十一日のいずれか早い

日までの間に限り、その承認を受けた方法によりなお使用することができる。

2 この規則の施行の際現に旧研開炉規則第十七条第三号の規定による原子力規制委員会の承認を受けた方法により使用している発電用原子炉施設（原子炉本体を除く。）は、新研開炉規則第十七条第一項第一号の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間に限り、試験のためになお使用することができる。

3 この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けている発電用原子炉施設に対する新研開炉規則第四十一条第二項、第四十三条第二項、第四十五条第一項第一号、第四十七条、第六十二条第一項、第七十五条第二項、第七十六条第一項第二号、第七十八条、第八十七条第三項第十三号及び第十七号から第二十号まで、第百十一条、第百十二条並びに第百十四条の規定の適用については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けている発電用原子炉施設については、新研開炉規則第四十条の二の規定は適用しない。

（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の

三十三第二項の認可を受けている発電用原子炉施設については、第一条第二号の規定による改正後の研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三条の二の規定は適用しない。

別表第一 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>（発電用原子炉の設置の許可の申請）</p> <p>第三条 「略」</p> <p>一 一六 「略」</p> <p>七 「略」</p> <p>イ 運転時の異常な過渡変化（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下この号において同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>ロ 設計基準事故（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下この号において同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>2・3 「略」</p>	<p>（発電用原子炉の設置の許可の申請）</p> <p>第三条 「略」</p> <p>一 一六 「略」</p> <p>七 「略」</p> <p>イ 運転時の異常な過渡変化（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>ロ 設計基準事故（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>2・3 「略」</p>

(使用前検査を要しない場合)

第十七条 法第四十三条の三の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画(法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設(以下「廃止措置対象施設」という。)については、第五号及び第六号に掲げる場合とする。

一 発電用原子炉施設を試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 削除

三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合(第一号に掲げる場合を除く。)において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前検査を受けないで使用する事ができる旨を指示した場合

五 「略」

六 法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措

(使用前検査を要しない場合)

第十七条 法第四十三条の三の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 原子炉本体を試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 前号に規定する発電用原子炉施設以外の発電用原子炉施設を試験のために使用する場合

三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合(前二号に掲げる場合を除く。)において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて検査を受けないで使用する事ができる旨を指示した場合

五 「略」

「号を加える。」

置計画に定められている廃止措置を実施するために使用する
場合

2|| 前項第一号及び第三号の原子力規制委員会の承認は、法第
四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたときは、その効
力を失う。

(試験使用の承認等の申請)

第二十二條 第十七條第一項第一号又は第三号の承認を受けよ
うとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規
制委員会に提出しなければならない。

一 三 「略」

四 法第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の認可の年
月日及び認可の番号又は法第四十三條の三の十第一項の規
定による届出をした年月日

五・六 「略」

2 「略」

(燃料体検査の申請)

第二十三條 法第四十三條の三の十二第一項の検査(以下「燃
料体検査」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事
項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原
子力規制委員会に提出しなければならない。

一 五 「略」

2 4 「略」

(燃料体検査を要しない場合)

第二十五條 法第四十三條の三の十二第一項ただし書の原子力

「項を加える。」

(試験使用の承認等の申請)

第二十二條 第十七條第一号又は第三号の承認を受けようとする
者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員
会に提出しなければならない。

一 三 「略」

四 法第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の認可年月
日及び認可番号又は法第四十三條の三の十第一項の規定に
よる届出をした年月日

五・六 「略」

2 「略」

(燃料体検査の申請)

第二十三條 法第四十三條の三の十二第一項の検査を受けよう
とする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検
査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければ
ならない。

一 五 「略」

2 4 「略」

(燃料体検査を要しない場合)

第二十五條 法第四十三條の三の十二第一項ただし書の原子力

規制委員会規則で定める場合は、燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、原子力規制委員会が支障がないと認め、前条の表の上欄の加工の工程の全部又は一部について燃料体検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合とする。

(燃料体検査合格証)

第三十条 原子力規制委員会は、燃料体検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る燃料体検査合格証を交付する。

(廃止措置中の発電用原子炉施設の性能維持)

第四十条の二 法第四十三条の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設であつて第一百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、第一百十一条第一項第六号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

(施設定期検査を受ける発電用原子炉施設)

第四十一条 法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの以外のものとする。

一・二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、第一百十一条第一項第六号の性能維持施設

規制委員会規則で定める場合は、燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、原子力規制委員会が支障がないと認め、前条の表の上欄の加工の工程の全部又は一部における検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合とする。

(燃料体検査合格証)

第三十条 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十二第一項の検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る燃料体検査合格証を交付する。

「条を加える。」

(施設定期検査を受ける発電用原子炉施設)

第四十一条 法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの以外のものとする。

一・二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）に

以外のものとする。

「号を削る。」

(施設定期検査の申請)

第四十二条 法第四十三条の三の十五の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～四 「略」

2～5 「略」

6 第一項又は第三項の申請書及び第四項又は第五項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(施設定期検査の実施)

第四十三条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、施設定期検査を受ける者が行う第一百十一条第一項第六号の性能維持施設の機能及び作動の状況を確認するための検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより行うものとする。

「号を削る。」

(施設定期検査の実施時期)

第四十四条 法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則

については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものに限る。）以外のものとする。

一～四 「略」

(施設定期検査の申請)

第四十二条 法第四十三条の三の十五第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～四 「略」

2～5 「略」

6 第一項又は第三項の申請書及び第四項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(施設定期検査の実施)

第四十三条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、次に掲げる事項について、施設定期検査を受ける者が行う試運転その他の機能及び作動の状況を確認するための検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより行うものとする。

一～四 「略」

(施設定期検査の実施時期)

第四十四条 法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員

で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期とする。

2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。

区分	施設定期検査を受けるべき時期
一 廃止措置対象施設（次号に掲げるものを除く。） 二 特定研究開発段階発電用原子炉（燃料体が炉心等）炉心及び炉外燃料貯蔵槽をいう。以下同じ。）から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉をいう。以下同じ。）の廃止措置対象施設	直近の施設定期検査が終了した日以降九月を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期） 法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に定める時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）

会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期とする。

2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降九月を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）とする。

(施設定期検査を要しない場合)

第四十五条 法第四十三条の三の十五ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 削除

二・三 「略」

2・3 「略」

(施設定期検査実施要領書)

第四十七条 原子力規制委員会は、第四十二条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十三条第一項各号に掲げる事項について行うべき検査又は第二項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(定期事業者検査の実施時期)

第五十一条 「略」

一 特定発電用原子炉施設についての次条第一号及び第二号に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、第四十四条第一項又は第四十五条第一項第二号若しくは第三号の規定により定める当該発電用原子炉施設に係る特定重要発電用原子炉施設が施設定期検査を受けるべき時期

二 特定発電用原子炉施設についての次条第三号に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は直近の施設定期検査が終了した日から次回の施設定期検査を開始する日までの期間において六月を超えない時期ごと

2 特定発電用原子炉施設についての次条第一号及び第二号に

(施設定期検査を要しない場合)

第四十五条 法第四十三条の三の十五第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合

二・三 「略」

2・3 「略」

(施設定期検査実施要領書)

第四十七条 原子力規制委員会は、第四十二条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十三条第一項又は第二項各号に掲げる事項について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(定期事業者検査の実施時期)

第五十一条 「略」

一 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、第四十四条又は第四十五条の規定により定める当該発電用原子炉施設に係る特定重要発電用原子炉施設が施設定期検査を受けるべき時期

二 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第三号に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は直近の施設定期検査が終了した日から次回の施設定期検査を開始する日までの期間において六月を超えない時期ごと

2 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二

掲げる方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時における発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの（施設定期検査を受けるべきものを除く。）にあつては、前項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。

3 5 「略」

（定期安全管理審査の申請）

第五十四条 法第四十三条の三の十六第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を審査を受けようとする期日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 五 「略」

2 4 「略」

（記録）

第六十二条 「略」

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 「略」 イ・ロ 「略」 ハ 第七十五条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三条の三	「略」 毎日一回。ただし	「略」 「略」

二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時における発電用原子炉施設の保安の確保に支障をきたさないもの（施設定期検査を受けるべきものを除く。）にあつては、前項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。

3 5 「略」

（定期安全管理審査の申請）

第五十四条 法第四十三条の三の十六第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する審査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 五 「略」

2 4 「略」

（記録）

第六十二条 「略」

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 「略」 イ・ロ 「略」 ハ 第七十五条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三条の三	「略」 毎日一回。ただし	「略」 「略」

<p>の三十三第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名</p>	<p>の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあつては毎週一回とする。</p>	<p>[略]</p>
<p>二 運転記録（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、燃料体が炉心（リ及びヌにあつては炉心等）から取り出されている場合を除く。）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>三 燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>イヌチ [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>四 [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>五 [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>イ 原子炉本体（法第四</p>	<p>毎日一回。ただし</p>	<p>[略]</p>

<p>の三十三第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名</p>	<p>の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあつては毎週一回とする。</p>	<p>[略]</p>
<p>二 運転記録（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>三 燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>イヌチ [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>四 [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>五 [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>イ 原子炉本体（法第四</p>	<p>毎日運転中一回。</p>	<p>[略]</p>

<p>十三条の三の三十三第二項の認可を受け、第一百一条第一項第六号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、「使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受け、第一百一条第一項第六号の性能維持施設が存在しないとき、毎週一回とする。」</p>	<p>法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受け、第一百一条第一項第六号の性能維持施設が存在しないとき、毎週一回とする。</p>
<p>率 ロ・ハ 「略」 ニ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の四月一日</p>	<p>「略」 一年間の線量にあつては毎年度一回、三月間の線量にあつては三月ごとに一回、一月間の線量にあつては一月ごとに一回</p>

「略」
「略」

<p>十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合を除く。）、「使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、「放射線廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>ただし、法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録に於ては毎週一回とする。</p>
<p>ロ・ハ 「略」 ニ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の四月一日</p>	<p>「略」 一年間の線量にあつては毎年度一回、三月間の線量にあつては三月ごとに一回、一月間の線量にあつては一月ごとに一回</p>

「略」
「略」

<p>、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により発電用原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量の線量</p> <p>ホルル [略]</p> <p>六十三 [略]</p>	[略]	[略]
<p>2 [略]</p> <p>3 第一項の表第五号イの線量当量率、同号ハの線量当量並びに同号ニ及びホの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。</p> <p>4 第一項の表第五号ニ及びヘの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によって汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状態及び測定の方法を併せて記載しなければならぬ。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。</p>		

<p>、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により発電用原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量の線量</p> <p>ホルル [略]</p> <p>六十三 [略]</p>	[略]	[略]
<p>2 [略]</p> <p>3 第一項の表第四号イの線量当量率、同号ハの線量当量並びに同号ニ及びホの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。</p> <p>4 第一項の表第四号ニ及びヘの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によって汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状態及び測定の方法を併せて記載しなければならぬ。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号イ及びロ並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。</p>		

(発電用原子炉施設の巡視及び点検)
第七十五条 「略」

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎日一回以上（第一百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合は毎週一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させ、第一百十一条第一項第六号の性能維持施設について点検を行わなければならない。

(発電用原子炉施設の保守管理)

第七十六条 「略」

一 「略」
二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十三第二項の認可若しくは法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第一百十一条第一項第六号の性能維持施設の保守管理方針を定めること。

三・四 「略」

五 「略」

イ 保守管理方針及び保守管理の目標にあつては、一定期間

ロ 保守管理の実施に関する計画にあつては、前号イに規

(発電用原子炉施設の巡視及び点検)
第七十五条 「略」

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設内に存在する場合は毎日一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

(発電用原子炉施設の保守管理)

第七十六条 「略」

一 「略」
二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十三第二項の認可若しくは法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三・四 「略」

五 「略」

イ 保守管理方針及び保守管理の目標にあつては、一定期間

ロ 保守管理の実施に関する計画にあつては、前号イに規

定する期間

六・七 「略」

2 「略」

(火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第七十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたものであつて、第一百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しないものを除く。以下この条から第八十一条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〇八 「略」

(工場又は事業所において行われる運搬)

第八十三条 「略」

一〇九 「略」

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当

定する期間

六・七 「略」

2 「略」

(火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第七十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたものであつて、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十一条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〇八 「略」

(工場又は事業所において行われる運搬)

第八十三条 「略」

一〇九 「略」

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する

。な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること

2 4 「略」

(保安規定)

第八十七条 「略」

2 「略」

3 「略」

一 五 「略」

五の二 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関する事(燃料体が炉心等から取り出されている場合を除く)。

六 十二 「略」

十三 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関する事。

十四 十六 「略」

十七 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事(廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く)。

十八 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事(廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く)。

十九 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事(廃止措置対象

車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2 4 「略」

(保安規定)

第八十七条 「略」

2 「略」

3 「略」

一 五 「略」

「号を加える。」

六 十二 「略」

十三 発電用原子炉施設の巡視及びこれに伴う処置に関する事。

十四 十六 「略」

十七 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く)。

十八 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く)。

十九 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事(廃止措置対象

施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)

二十 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)

二十一～二十七 「略」

4・5 「略」

(保安規定の遵守状況の検査)

第八十八条 「略」

2 「略」

一・二 「略」

三 第八十条第三号又は第八十一条第三号の規定による訓練のうち、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の保全のために法第四十三条の三の二十四第五項に規定する検査を行うことが必要であると認めるものを実施する場合

3 「略」

(核物質防護管理者の要件)

第九十四条 「略」

一・二 「略」

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者であること。

施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)

二十 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)

二十一～二十七 「略」

4・5 「略」

(保安規定の遵守状況の検査)

第八十八条 「略」

2 「略」

一・二 「略」

三 第七十八条第三号又は第七十九条第三号の規定による訓練のうち、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の保全のために法第四十三条の三の二十四第五項に規定する検査を行うことが必要であると認めるものを実施する場合

3 「略」

(核物質防護管理者の要件)

第九十四条 「略」

一・二 「略」

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有すること又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者であること。

(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準)

第九九条 法第四十三條の三の三十二第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準規則」)に定める基準に適合するものとする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第一百一条 法第四十三條の三の三十三第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 五 「略」

六 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設(以下この条において「性能維持施設」)という。)

七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容

八 十一 「略」

2

「略」

一 既に燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料

二 五 「略」

(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準)

第九九条 法第四十三條の三の三十二第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準規則」)に定める基準に適合するものとする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第一百一条 法第四十三條の三の三十三第二項の規定により廃止措置に関する計画(以下「廃止措置計画」)について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 五 「略」

「号を加える。」

「号を加える。」

六 九 「略」

2

「略」

一 既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料

二 五 「略」

六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

七 十 「略」

3|| 特定研究開発段階発電用原子炉について法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期並びに施設定期検査を受けるべき時期について定めなければならない。

4|| 前項の場合には、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書類又は図面に代えて、燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。

5|| 「略」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第十二条 法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 五 「略」

2 「略」

3|| 前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可の申請をする場合について準用する。

4|| 「略」

六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

七 十 「略」

「項を加える。」

「項を加える。」

3|| 「略」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第十二条 法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 五 「略」

2 「略」

「項を加える。」

3|| 「略」

(廃止措置計画の認可の基準)

第百十四条 「略」

一 廃止措置計画に係る炉心等から燃料体を取り出されていること。

二 四 「略」

2|| 前項の規定にかかわらず、特定研究開発段階発電用原子炉に係る廃止措置計画の認可に係る法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、前項第二号から第四号までに掲げるもののほか、廃止措置計画に係る特定研究開発段階発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする。

(旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合)

第百二十一条 「略」

2 前項の場合においては、施設定期検査は、次に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一 四 「略」

(身分を示す証明書)

第百三十三条 法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は

(廃止措置計画の認可の基準)

第百十四条 「略」

一 廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。

二 四 「略」

「項を加える。」

(旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合)

第百二十一条 「略」

2 前項の場合においては、法第四十三条の三の十五第一項の検査は、次に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一 四 「略」

(身分を示す証明書)

第百三十三条 法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、様式第

、様式第五によるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第百三十四条 「略」

2 「略」

一 「略」

二 第九十条第三項の届出書

三・四 「略」

別表第二

各発電用原子炉施設に共通	「略」	「略」	記載すべき事項	発電用原子炉施設の種類	一般記載事項	設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に限るものに限る。)	添付書類(認可の申請又は届出に係る工事の内容に限るものに限る。)
				急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地(急傾斜地の崩壊によ			

五によるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第百三十四条 「略」

2 「略」

一 「略」

二 第九十条第二項の届出書

三・四 「略」

別表第二

各発電用原子炉施設に共通	「略」	「略」	記載すべき事項	発電用原子炉施設の種類	一般記載事項	設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に限るものに限る。)	添付書類(認可の申請又は届出に係る工事の内容に限るものに限る。)
				急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地(急傾斜地の崩壊によ			

備考 表中の「」の記載は注記である。

る災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。の崩壊の防止措置に関する説明書

「略」

る災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。の崩壊の防止措置に関する説明書

「略」

別表第二 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>（廃止措置中の発電用原子炉施設）</p> <p><u>第三条の二</u> 法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第三項又は同條第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下この條において同じ。）で定める性能維持施設（研開炉規則百十一條第一項第六号の性能維持施設をいう。）については、第二章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。</p>	<p>「<u>条を加える。</u>」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	